

平成29年度高知県豊かな環境づくり総合支援事業費補助金の主な改正内容

項目	改正内容	改正理由
第3条（補助対象事業）	<p>環境基本計画の対象となる次に掲げる5分野に資する ↓ 環境基本計画及び総合戦略の対象となる次に掲げる6分野のいずれかに資する</p> <p>「(6) 「高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成29年3月策定。以下「総合戦略」という。）に掲げる目標に資する取組」を追記</p>	<p>高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略に沿った取組を補助対象に加えるため</p>
第4条（補助対象事業者）	<p>地球温暖化防止県民会議の会員又は会員が代表構成員となる実行委員会（高知県地球温暖化防止県民会議幹事会において適当であると認められた事業に限る。） ↓ 地球温暖化防止県民会議の会員（市町村を除く。以下「会員」という。）又は会員が代表構成員となる実行委員会が事業主体となり、高知県地球温暖化防止県民会議幹事会において適当であると認められた事業を行うもの</p>	<p>高知県地球温暖化防止県民会議の構成員に市町村が含まれているため</p>
別表第3（第8条関係）	<p>審査項目ア 事業目的の妥当性に「d 総合戦略に沿った事業であるか。」を追記</p>	<p>高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略に沿った取組を補助対象に加えるため</p>